

令和8年度福島県動物愛護推進協議会議事録

- 1 日 時 令和8年8月26日（水）午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 ふくしま中町会館 6階 北会議室（福島市中町7番17号）
- 3 出席者

A 委員：公益社団法人福島県獣医師会の代表

B 委員：市町村の代表

C 委員：学識経験者

D 委員：福島県動物愛護ボランティアの代表

E 委員：福島県動物愛護ボランティアの代表

F 委員：福島県動物愛護ボランティアの代表

福島市保健所

郡山市保健所

福島県動物愛護センター

事務局：福島県食品生活衛生課

4 議題

- (1) 福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について …資料1－1、1－2
- (2) 動物愛護推進員制度の導入について …資料2
- (3) 動物愛護ボランティア登録制度のあり方について …資料3
- (4) 災害時におけるペット同行避難の推進に向けた取組みについて …資料4
- (5) その他

5 議事

【座長：A委員（以下「座長」という。）】 それでは議事に入ります。本日の最初の議題、「福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について」の資料1－1について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】（資料1－1により説明。）

【座長】 ありがとうございます。ただいま事務局から、福島県動物愛護管理推進計画の進行状況の資料1－1について説明がありました。これにつきまして、各委員の方々から意見はありますでしょうか。

【D委員】 猫の殺処分数の中間目標について、パッと数字を見た時に大きいなと思ったんですけど、令和6年度、令和7年度の実績を見ると379、245と減少しているのに、中間目標は780になっていたんで、これは増えるだろうという何か事情があるのでしょうか。二つ目ですが、捕獲された犬が飼い主に返還されるのが7割とのことですが、今販売されている犬についてはマイクロチップが義務なので、マイクロチップの読み取りで

返還された犬がどのくらいいるのか教えてください。3つ目ですが、犬の第三者譲渡がどれくらいされているのかお聞きしたいです。

【事務局】まず1つ目の質問でございますが、たしかに令和7年度の実績が245頭に対し、中間目標が780頭で既にクリアしている、ということなのですが、平成20年に管理計画が策定されて、令和6年度に最終改定を行っているのですが、780を設定する際の基準値となる令和3年の実績が1000頭あまり、その前年度が2000あまりのオーダーとなっており、その後、愛護センターの努力により当初の想定以上に改善が進んだという経緯がございます。確かにここまで下がったのであれば中間目標も、さらに下げて良いんじゃないかという議論もあるかと思いますので、その辺も御意見頂けたらと思います。

【福島県動物愛護センター】マイクロチップについてですが、捕獲される犬のほとんどは雑種です。ペットショップで買わなければ、まずマイクロチップは入っていません。なのでマイクロチップによって返還に至った事例はあまり多くありません。うちのほうで捕獲した犬のほとんど、9割以上はマイクロチップが入ってないです。入っていても、日本獣医師会に登録していない。昔のFAMやAIP Oの方にも登録していないとか、前の飼い主のままで変更していなくて連絡がつかないとか、そういうケースが多いです。なのでマイクロチップを頼りに返還となったケースはほとんどありません。

犬の第三者譲渡は前年度は20頭くらいはいました。でも犬は猫と違ってほとんどありません。

【C委員】猫の引取数は、野良猫や捨て猫は入っているんでしょうか。

【事務局】入っています。

【C委員】所有者不明猫について、自活できる猫は原則引取を断っているということなのですが、それは動物愛護の推進という点からは逆行しているようにも感じるのですが…本来であればせっかく捕獲してもらえたわけなので、預かって、新しい譲渡先を探して、不妊去勢をすれば、それ以上増えることはなくなると思うのですが。行政機関の対応できるマンパワーにも限界があるというのは理解できるのですが、逆行している感じがします。猫の殺処分数には斃死も入っているのでしょうか。

【事務局】死亡も入っています。

【C委員】実際に安楽死処置を行った猫に限定するともっと低い数字になると思うのですが、あえて数字を悪く見せている感じもするのですが、それは全国的にこうしてくださいという取り決めがあるのでしょうか。

【事務局】全国にそういう取り決めになっているわけではないのですが、福島県の殺処分の目標値自体が収容中の死亡も含めた数値になっているので、死亡も含めて集計してたところでした。というのも、環境省で毎年全国の自治体の実績を取りまとめて事務提要を作成しているのですが、殺処分の内訳の中に死亡がありますので、それにならって福島県でも殺処分は死亡を含めた数としています。

【C委員】分かりました。猫へのエサやりは法律上の扱いはどうなんですか。犯罪だったりするんですか。

【事務局】特に法律上禁止されているわけではないんですけども、餌やりに起因して、周辺環境を汚染させたりしている場合は指導の対象にはなります。

【C委員】許容される場合というのはどういう場合があるんですか。

【事務局】例えばその地域猫活動みたいな形で、ふん尿の処理とか、残ったえさを片づけるとか適切な処理をしていただければ、そこまで問題にはならないのかなと思います。

【C委員】不妊去勢とかはその条件には入らない。

【事務局】不妊去勢も含まれます。やっぱりしないと繁殖して、どんどん周りに迷惑をかけてしまうので。

【事務局】自活できる猫は引き取りしないというのは令和2年から始まったのですが、それ以前で多かった引取理由は、「自分の家の庭に勝手に野良猫が来て、勝手に子供を産んで困る」と言って子猫だけ持ってくるケースが多くあり、それで引き取った数が2000匹を超えるという状況でした。ただ、そういった場合は拒否という訳ではなく、「親猫が必ず周りにいるので、ちょっと様子を見てもらえますか。」と説明しています。うちの方でも収容能力には限界があり、引取数が多くなると殺処分せざるをえなくなってくるものですから、そういう意味合いもございます。

【C委員】ただやはり、野良に戻してしまうと増えると思う。責任が誰にあるのかというのは置いて、TNRはした方が良いのかなと思う。

【事務局】おっしゃる通りです。そのため、うちの方では地域猫活動の支援を行っているところですよ。

【座長】ありがとうございます。自活できる猫を引取らないというのは福島市と郡山市においても県と同じでしょうか。

【福島市】福島市でも同じです。子猫については周囲に親猫がいるはずなので、ということと同じ説明をしています。

【郡山市】郡山市でも同様の対応としております。特に子猫に関するご相談の場合は、近くに親猫がいて世話をしている可能性が高いことから、まずは周辺を含めて数日間様子を見ていただくようお願いしています。その結果、親猫とともに移動するなどして現場で見られなくなるケースもあるため、初期対応としては経過観察をお願いすることが多い状況です。

【F 委員】現場の感覚としては、行政が引き取らなくなった分の負担がボランティア側に来ていると話すボランティアの人もいます。行政が受けない相談がそのままボランティアへ流れてくることも多いです。

【動物愛護センター】うちのほうによく電話来るのは、成猫で、まさしく自活してる猫を引き取ってくれという、相談が多いんですね。引き取ってくれという理由は「保護して新しい飼い主を探してほしい」という相談ではなく、いわゆる駆除目的で言ってくる方がほとんどなので、それはもう自分の力で生きているので、うちでは引取りませんということでお断りしています。うちで引き取ったら殺処分という選択肢は漏れなくついてくるので。全ては譲渡しきれないので。なので、自分で生きてもらっています。

【F 委員】子猫についてはちょっと様子見てくださってと言われるようですが、そういう子たちの引取り依頼が来るのは、私のところに5月から子猫が生まれて、現在80匹引き取ってる状態で。譲渡は進んでいるんですけど。結局、引き取ってくれないからボランティアのところに流れてくる。私のところは80引き取っているけど、同じボランティア仲間のところも40、50とかみんな引き取っている場合があるので、みんなちょっとたったらいなくなったという連絡があると言ったけど、結局、保護活動しているボランティアのところに、言葉悪いけどしわ寄せと自分は思っていないけど、しわ寄せがきているのは事実で。

【C 委員】実感としてはそれはかなりあります。行政に相談したけど断られて、どうすればいいですか。ボランティア知らないですかみたいなことは結構聞かれます。

【座長】じゃあそういった猫も全部行政側で引き取れますか、というとそれはちょっと違うのかな、とも思います。福島県では、愛護センターができた時にそういった動物も全

て引き受けてしまったんですね。もう何でも引受けますみたいな形でやってしまって。その結果、殺処分が全国でも1位になりましたということで、一時期問題になった経緯があります。ほかの県を見ても、殺処分ゼロとうたってる県がありますけども、その理由はほとんどが、このいわゆる「自活できる猫は引き取りできませんよ」ということをやりながらだんだん減らしていった。全国の動物愛護センターが殺処分ゼロということとは、本来はあり得ない。ただそれをゼロに近づけていきたいと思いますということは、全国的にも環境省も、当然それをうたってるわけで、それに向かって努力している。これから先、どんどん、ゼロになるような努力をしていくために、この動物愛護推進協議会で、皆さんからの御意見を聞きながら、これを進めていきたいと思いますというのが今日の一つの目的でもあると思います。

資料1-1についてはよろしいでしょうか。それでは次に、「福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について」の資料1-2について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】（資料1-2により説明。）

【座長】ありがとうございました。ただいま事務局から、福島県動物愛護管理推進計画の進行状況の資料1-2について説明がありました。これにつきまして、各委員の方々から意見はありますでしょうか。

【D 委員】狂犬病予防注射実施率の内訳、分母について教えてください。

【事務局】令和7年度の犬の登録頭数が、8万5,209頭で、そのうち注射の実施頭数が、6万4,478頭です。

【D 委員】実施率の数字は現実を反映しているのかな？と思うことがあります。ワクチン全般について言えば、SNSで、「狂犬病予防注射は打たなくていいよ」「ワクチンは打たなくていいよ」「レプトスピラだけは別にやったほうがいいよ」とか、「抗体検査すればいいんだろう」とか、いろんなそういう話題がもう山のように出てくるんですね。それにのせられてしまうと、もうワクチンを打たなくていいんだとなってしまう。もう少し各数値の精査を、それからワクチンについての啓蒙を進めていただきたい。

狂犬病予防注射と畜犬登録について。登録はしていても予防注射を受けていない犬も結構いますよね。今後、マイクロチップのワンストップ制度が進めば、登録情報をマイクロチップに集約して管理できるようになると思うんですが、すべての犬についてMCで一元管理ができると思います。防災訓練で受付する時に、マイクロチップ番号や注射済票とかを提示しますが、実際に同伴避難所に犬が集まったときに、その犬たちが本当に各種ワクチンを済ませているのか、というのは多分他の犬飼いの人から見たら心配なことのひとつだと思うんです。できればゾーン分けができる仕組みにしたいだけ

たら、安心なのかなと思います。

【E 委員】 飼い主がしっかりしていれば、動物もしっかりしている。飼い主の対応がしっかりしているか、情報を持っているか、経験があるか。そういったところでやっぱり変わるんで、やっぱりしっかりしてない飼い主に、動物のしつけをさせても動物は言うことを聞かないですよ。現在は動物取扱責任者に対する研修制度がありますが、一般飼い主向けにも福島県として統一的な資料を作ってほしい。作ってもらえば、それをもとにボランティアを集めてそれを説明して、そこから周りの人に伝えて広げていけると思う。自分たちで作るとなると人によって考え方が違ったりするので、県として資料を作ってほしい。

あと、動物保護のボランティアをしている人たちが一番大変なのが費用ですよ。ボランティアの人たちは身を削っているんで、餌代だけでも県とか市で補填できれば、もっとやってくれる人が増えると思います。あと65歳以上は譲渡できないということで、理由はあると思うんですけど、まだまだ元気な人はたくさんいるんで、そういう人については、何かちょっとルールを決めれば、預かれる人が増えて、保護できる数が増えると思う。

【事務局】 飼い主の飼い主教育についてですが、私どもも色んな啓発のチラシだったり様々なものを用意しているんですが、ただやはり皆様からも、こういったものが欲しいというところを意見集約しながら、検討させていただければと思います。

【F 委員】 地域猫活動支援事業なんですけれども、私に相談があったところも、猫が30匹以上に増えてしまっていて、県のこの支援事業を利用しようかなと思ったんですけど、ハードルが高いという面がありました。⑩にあるように、多頭飼育問題を抱えている飼い主は生活困窮や障がいを持っている方が本当に多いし、近所の人に嫌われているので、話をしても、平行線をたどるような人が多いんですよね。その人がむやみに増やしてしまった猫のために、手術を受けるためには住民説明会を開かなくてはいけない、その町内会長を呼んで、その部落の班の人たちを集めて、県の説明を聞いて、そうでないと実施できない。でも餌付けしている人は嫌われている人が多いので、その人のために近所の人が集まるかとか、協力しようとかいうのは少ない。人様の税金を使っているのに厳しくするのは仕方ないと思いますが、もうちょっとハードルを下げてもらえると、こっちも話進めやすくなって思っています。

【動物愛護センター】 そもそも地域猫活動というのは猫のためにやる事業ではなく、その地域の生活環境の保全のためにやるので、やっぱりその住民の理解は絶対なんですよ。そうじゃないと、「餌やりさん、猫好きさんのために、やる内容なのね。」だったり、逆にさっき委員が言ったように「なんでそんなに猫好きが増やした猫のために税金使って

そんなことでやるの」っていうふうに逆に反発されちゃうので、やはり地域の活動を広めるには、「猫のためじゃないんです。この地域のこの糞害とか、猫が増えてどうしようもない状況を改善するために協力してもらえませんか」という、理解は絶対なんですよ。それをやらないと、一時的にもしもやったとしても長く続かなくて、結局やっぱり猫が増えて、被害が増えてっていうことで、成功しない事例がいっぱいあるんですよね。なので、ハードル高いっておっしゃいましたけれども、だからこそ、「これは猫のための活動じゃないんです。地域の環境保全のための活動なんです。」っていう説明をするためにうちのほうは赴いて勉強会をやりましょうと言っています。

【F 委員】集まってくれないんです。

【E 委員】猫のそういう内容ってなると多分集まってこない。だから別の教育のようなことで集めて、そこから徐々にこんなのもあるよという風にやると話を聞いてもらえると思う。

【F 委員】私の中では確かに糞尿の問題というのは分かっているんですけど、手術をすれば、そこからもう増えないので、今いる猫だけ我慢して、っていうのは…

【動物愛護センター】我慢してもらえないんですよ。猫が嫌いな人は、不妊去勢していったって、猫がいること自体が嫌なんです。だから、トイレやえさ場の管理をするから、この代だけはみんなで見守りましょうね、という理解をもらうように、働きかけなきゃいけない。なのでそれは行政のほうも一緒に協力するので、ハードル高いから駄目だなんて諦めないでやるしかないのかなと思います。

【座長】地域猫活動について、福島市さんと郡山市さんはいかがでしょう。

【福島市】福島市では地域猫という言い方はしていなくて、自分の家と隣近所くらいの範囲でグループを作ってもらって、助成をされていて、毎年団体は増えています。ただ範囲が狭いので、そこに来る猫の問題は解決するんですけど、そこからちょっと離れたところで同じようなことがある。

【郡山市】郡山市においても、福島市と同様に、団体に対する支援により取組を進めております。団体の人数要件については福島市と一部異なるため、運用状況等を参考にしながら、要件の見直しを検討しているところです。あわせて、今年度は予算を一部増額し、より多くの頭数に対応できるよう体制の充実を図っております。

【座長】他に御意見はないでしょうか。それでは次に、動物愛護推進員制度の導入につい

て、事務局から説明をお願いします。

【事務局】（資料2により説明。）

【座長】動物愛護推進員について説明がありました。

委嘱した推進員が1名という説明がありましたが、委嘱を受けているD委員から御意見ありますでしょうか。

【D委員】正直、手探り状態というところではあります。動物愛護ボランティア会の一員として現在も活動しているので、活動内容としてはこれに沿ってはいるのですが、福島市は中核市なので、活動範囲についての悩みはあります。

【座長】今までボランティアになっていた方にも、県がこういう活動をやってもらってきたと思うんですけども、それを新たに推進員制度という形でお願いするというわけで、これからどんどん推進員が増えていくということなんでしょうか。

【事務局】はい。推進員制度は法律上設置が求められているもので、全国的にはもう既に導入しているところがほとんどでございます。福島県は全国でも最後から2番目ぐらいに導入したというのが正直なところでございます。

今年度からということで、他の自治体にも聞いてみますと、推進員の委嘱はしたものの、なかなか活動内容を模索しきれておらず、困ってるような自治体も見受けられます。そういうこともございまして私どももなかなか踏み切れなかったところがございました。

資料3のボランティア登録制度を昨年度から設けまして、ボランティアの中からD委員に推進員になっていただいたということもございますので、D委員のほうからも模索しながらということですが、私どもも十分D委員と情報をやり取りしながら、どんなことをやっていたのかを探りたいと思います。当然、今後もそういったある程度の路線ができれば、推進員を増やしていきたい。

【座長】この推進員制度については、今日お集まりの委員の方はどうでしょうか。

【E委員】マイクロチップ、狂犬病予防注射、猫等、いろいろ問題があって、ここの数字にも出ていると思うんですけど、やはり飼い主次第。飼い主教育というか、こういう内容を落とし込んでいったりして、多分聞いたら納得してやってくれる人が増えると思うので、その機会を進める。そうならなくても今後やりたいなと思うんです。

そういう流れをつくってくれたら、それをもとに、個人を集めて県がこういうふうに啓発していると言ったら聞いてみたいとなるのでは。そこに獣医さんの意見とかを取り入れて

いけば良いと思う。

【座長】今日集まった委員の方が中心になって推進員になって頂いてもいいのではないのでしょうか。

【C 委員】有名人とかを委嘱するのもいいのでは。

【事務局】確かに個人的な活動が主になるため、ある程度、啓発に必要な武器になるようなものは考えてみます。

【C 委員】何か拘束されるものとかでなければその登録するだけとかであれば、誰でも良いということになってしまうと思うが、確かに、何をするのかよくわからない。

【事務局】開業獣医師の先生がなっていた例っていうのは私も存じ上げないのですが、もしかしたら、お願いできるものがあれば是非お願いしたいと考えております。

【座長】行政の立場でB 委員いかがでしょうか。

【B 委員】県の実績をみても、会津地域は手術の実施がないということでしたが、最近、動物愛護を意識している市議会議員もいる。なかなかそういう活動をしていること自体が知られておらず、犬猫を飼っていない方にとっては、そんなに関心が高まらないのが非常に難しいところだと思う。

やはりどちらかという、地域猫が迷惑だという意識の方がまだ多く、みんなで守っていかうという意識がないので、本当にそういう意欲をもって頑張っておられる方が、こういうボランティアなり推進員になった際に、市として、行政として応援する、そういう活動を募集していくっていうところにつなげていくのが大事なのかなと思います。動物愛護というのは、いわゆる総論では皆さん非常に大事な考え方だと思っていると思うが、自分の周りにはいてほしくない、アレルギー等で生理的に受入れられないという方もいると思う。

全体としては恐らくそういう動物愛護の意識は、少なからず皆さん持たれていると思うので、そういう活動をされている方にそういう取組を周知する。なかなか、金銭的、補助金的な支援というのは難しいかもしれないんですけど、こういう取組を周知していくことで、この活動の輪が広がればいいのかと思う。

推進員がその方々にとってステイタスになるような肩書になっていけば非常にいいのかなと思います。

【F 委員】猫に餌をあげている人、話し合っても平行線をたどるだけで交わることがない、聞く耳を持たない人でも、こういう肩書があれば、聞く人ってすごく増えるんです。だから、最先端で活動する方の中から推進員に入れてもらえば、TNR に関しては大幅に進むと思います。

【座長】今、D 委員から出ましたが、一応推進員になったけれども、福島市との兼ね合いとなるとどうなのでしょう。

福島市さん、郡山市さん、独自にこういう推進員制度みたいなものは設けるのでしょうか。

【福島市】現状では少し厳しいかなと考えております。

次の議題でボランティアの話も出てきますが、ボランティアについても当市の方でバックアップができず、なかなかうまくいかないところもあります。さらに推進員となると、現状だと難しいと考えております。

【C 委員】もう既に活動している方に肩書を与えて後ろ盾をつけると、いろいろ活動がしやすくなるんじゃないかということでの制度ということでのよろしいでしょうか。

【事務局】ボランティアも推進員も、こちらから報酬を払っているわけではなく、ボランティア活動をして頂ける方々の中から、県の施策に協力頂ける方をお願いしております。

【C 委員】自主的な活動ではなくて、県からお願いするということでのよろしいでしょうか。

【事務局】基本的には県からお願いをします。資料 2 の 3（5）に自主的に行っていただく活動もありますが、それ以外については県からお願いする形になります。

【座長】ほとんどが助言や相談対応のための推進員。県がやろうとしていることに対するフォローするというのが推進員という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】はい。

【D 委員】それでしたら多少心が軽くなる。というのは、動物愛護って本当に人それぞれで、考え方が様々あり、どこにフォーカスしていいか分からなくなる。なので、県からの依頼があれば、それが一つの指針になるので安心して活動できる。自主的なところは今ま

でボランティアでやっていた内容をそのままそのまま移行できそうなので、資料もありますし、できることはいろいろあるかなと思います。様子を見ながら少しずつ相談させていただきながらやらせていただければと思います。

【事務局】こちらこそよろしくお願いいたします。

【座長】郡山市さんはこういう制度はありますか。

【郡山市】郡山市では、現時点で動物愛護推進員の委嘱は行っておりません。まずは、ボランティア登録制度の整備を優先して進めてまいりたいと考えております。

【座長】最後に、獣医師会としましては、資料2にある活動内容についてはほとんどやっているつもりでいる。不妊手術への助成や、各個人の動物病院で来院した飼い主への助言・指導等は当然個人的にやってらっしゃるし、しつけの問題に関してもある程度はやってるつもりでございます。推進員になっているわけではないですが、全体としては大体資料2に書いてあることへの相談や助言は今までもやってきているし、今までどおり、県、中核市、各市町村と協力しながらやっていきたい。基本的には、こういうことをしながら地域猫の問題にしても、殺処分の問題にしても、なるべくいい方向にいくような形で協力しているつもりでございますし、今後もそれはやり続けたいと考えております。県のほうから推進員ってどういうものかという説明がありましたが、基本的には今県がおっしゃったような、県の推進員になっていただいて、県がやろうとすることに対する協力をしてもらおうという考え方でよろしいでしょうか。

これについて、ほかに意見ございますでしょうか。

【E 委員】福島県の推進計画の中にこれは入っているんですか。

【事務局】推進計画を策定した時点ではまだ推進員の制度ができていなかったもので、推進員の委嘱を検討します、という形で書いてあります。そこは既に立ち上げたので、推進計画を変えないといけないという話になります。

【E 委員】立ち上げて、県でどうしたいかというのが、殺処分を減らすとか、数値目標を達成するということだと思うんですけど。

【事務局】はい。大きな指標としてはそれを達成するためにいろいろな取組とか、委員のおっしゃる飼い主への教育も含めたことをしています。

【E 委員】 やっぱり飼い主ですよ。飼い主の理解がないと獣医師さんとの話も多分合わないし。要は、自分のことで話をするから。そういうしがらみでできるできないということで、結局揉めて、福島市ダメだとか郡山市ダメだとかいう話になってしまいますよね。

【事務局】 まさにそうですね。飼い主とか、全く知らない人への知識を与えると同時に、D 委員がおっしゃったとおり、動物愛護って人によってやっぱりとらえ方っていうのは違ってくるので。

【E 委員】 飼ってる人飼ってない人とか、やっぱり年齢でも違ってくるじゃないですか。（動物の）扱いが。犬のうんこだおしっこだとか。さすがにリードを離している人は最近はいないですけど。若い人と年寄りでも考え方が違う。でも今、町になってきて、おしっこもそのまんま、うんちもそのまんまっていうのはできないので、若い人たちがそういうのだんだん増えてきているから、それでいいっていうのがだんだん少なくなってきた、そこを埋めるのが、飼い主の教育。福島県の啓発資料を出してもらったらそれをもう最初の話になりますけど。そこにいろんな、そのときそのときの内容を入れてもらえば、伝えられる。一気に全部はやっぱり無理なので、その地域で問題が起きてたらそれに関してどうなのかっていうのをまず、フィードバックして話す機会とか、そういうものを提供してくれるのと、場所、それはここでやってくださいとか。その時には郡山市は場所を貸してくれるんですよね？

【郡山市】 内容や規模等を確認のうえ、可能な範囲で会場提供等の協力を行ってまいります。

【座長】 他に意見はありますか。それでは次の動物愛護ボランティア登録制度の在り方について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】（資料3により説明。）

【座長】 ありがとうございます。これについての御意見後、質問なんですが、私のほうから。この動物愛護ボランティア登録制度と、動物愛護推進員制度っていうのは全く別？

【事務局】 別になります。

【座長】 我々、今日集まった推進協議会の委員は、この二つともまた別？

【事務局】 別になります。もちろん推進員になっていただければ結構でございますが。

【座長】 ボランティア制度でボランティアの方を、どんどん積極的に登録していただいて、この中から、ある程度何名か、動物愛護推進員としてなっていていただくっていう、そういう考え方？

【事務局】 そうです。このボランティア登録というのは今5種類ございますが、その5種類について色んな方になっていただくというのがボランティア登録制度でして、推進員はあくまでこのボランティアとなっていていただいた中でも、それ以上にもっと御協力頂いたりとか、ボランティアの育成ですとか、そういったところを推進員の方にやっていただければなと思っております。

【E 委員】 その5つのボランティアの内容を前見たんですけど、地域猫とか、ミルクあげたりとか、手順とかあるじゃないですか。だから推進するのに内容が分かってないと。マニュアルなんですけど、どこまでやって、そのあとどうなって、というのができてるのがあれば。それを自分たちで情報交換して、進めていけば、増やせる。

【事務局】 今のところご登録いただいている方については、既にそういった御経験のある方と聞いております。ただやっぱりどうしても経験や知識がないけどやってみたいという人も中にはいるかと思うしますので、そういった方向けのやはり、何かこちらのほうで材料を用意しなければいけないと思うところであります。

【座長】 他の委員からはありますか。

【D 委員】 福島市のケースですと、登録してる人を集めて研修会をやっています。

【座長】 中核市さんはボランティアの登録制度はあるんですか？

【福島市】 福島市はあります。

【座長】 それは福島県と重複しても問題ない？

【事務局】 もちろんです。ただ御負担はちょっと増えるかもしれません。

【座長】 郡山市は独自にボランティアの登録制度は持っている？

【郡山市】 郡山市では現時点でボランティアの登録制度は設けておらず、これまではボラ

ンティア団体の皆様との連携により動物愛護事業を進めてまいりました。現在、制度整備に向けて全国の自治体に運用状況等を照会しており、得られた情報を踏まえて登録制度の導入を検討しているところです。

【座長】 そのほか、C 委員はどうですか。

【C 委員】 福島市の講習会は保健所の先生がやってくださってるんですか？

【福島市】 保健所の獣医師が担当です。（ボランティア制度）立ち上げのときに、募集して集まったときに1度やってます。定期的にはちょっとできてないです。

【C 委員】 ミルクボランティアとかは、完全人工哺乳でやると、猫ちゃんは、悪いと生存率50%とか。多分、我々がやって80%、90%くらいとかだと思うんですけど、ミルクボランティアさんもいらっしゃるんですか。

【福島市】 ミルクボランティアは1回募集をして、講習会もやったんですけど、ちょっとそこで1回ストップがかかってしまって。こちらの問題で申し訳ないんですけど、うちで引き取った猫を預かっていただくので、こちらで「じゃあ、あとよろしく」っていうわけにはいかないの、ある程度バックアップしなければならないんですね。職員体制的にそこが難しいということで、ミルクボランティアに関しては一旦ストップしている状況です。

【座長】 登録の人数は決まっているんですか？

【事務局】 特に定めてないです。

【座長】 今後はどんどん増やしていくつもりですか。

【事務局】 できましたら。はい。

【E 委員】 数だけ増やしても…

【事務局】 はい。やはり経験も知識も全くない方というとなかなか難しい面もあり、やっぱり命を預けることになりますから、ある程度の振り分け、選別と言いますか、選考をさせていただくという話になります。

【座長】 その他にありますか。

【D 委員】私の所属している会は、適正飼養普及啓発ボランティアとして団体登録しております。訪問活動などに、見学という形でボランティアの方に参加していただいて、興味があったら継続参加する。というのも一つの方法かと思います。例えば大学生とかに適正飼養の普及啓発のほうに参加してもらえたらありがたいかなと。そういうところから窓口を広げていくのもいいかなと思います。

【座長】これ（ボランティア）については今後、徐々に増やしていくということでしょうか。

【事務局】はい。

【座長】それでは4番目の、災害時におけるペット同行避難の推進に向けた取組について、これについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】（資料4により説明。）

【座長】ありがとうございました。今回の熊本地震の例もありますように、ニュースではあんまりペット同行避難は出てないんですが、やっぱり中にはペットが受入れできないから車でペットと一緒に生活するっていうのもありますし、今朝あたり、ペットと一緒に住める仮設住宅をつくりましたという報道もありました。獣医師会としましてここ何年か、県防災訓練に参加させていただいて、実際にやってみると、案外、ちゃんと段取りよくしてるはずが、思うようにいかないねと。例えば去年、受付したときに、市役所がいろいろ聞いて確認するんですが、次の健康診断に移ると、また同じく問診から始めなきゃなんない。少ない頭数だといいでしょうけども、いっぱい来たときなんかどうするんだっていうので、去年なんかは「これは何とかしなきゃいけないね」と。もっとスムーズに流れるようにして、ある程度治療が必要なのか、健康状態から大丈夫なのかっていうのを素早く振り分けするにはどうしたらいいかというのも県と話し合っている状況です。実際に災害が発生した時に果たしてどうすればいいかなっていうのは非常にやっぱり心配しているところでもあります。こうやって県も同伴避難所の設置に向けたものとか、ペット同行避難の推進に向けて一生懸命やってるわけですが、実際、一つでも設置してるところ（市町村）が36.8%。これが多いのか少ないのかっていうのは非常に、考えなきゃいけないところもあるかと思いますが、このスターターキットの配布っていうのは一つ大きな、今後の起点になるのかなと。そういう意味では福島市さんが中核市になって、ペット同伴避難所をつくったときに、獣医師会とも協定を結んだんですけども、そういう意味では、福島市さんが大変進んでる状況なんですけども、

運用状況としては実際はどうなのでしょう。

【福島市】私が保健所に来てからは、洪水で1回ありましたね。

【座長】（実際に避難してきた人は）1人とか2人とか？

【福島市】4人くらい。

【座長】実際にはあそこは何頭分くらいあるんですたっけ。

【福島市】犬が24頭です。猫が10か12くらい。

【座長】東日本のとき私も経験していますが、避難したのはいいけども、犬がうるさいとかでもう駄目だとかいうのが随分あった。あるいはいっぱい困っちゃったけど、これどうすりゃいいのとかいう相談を受けたことあるんですけども、やっぱりそういうのをある程度経験値を重ねながら、スムーズに、同伴避難ができる状況を、今後、それこそ県が主導していただいて、それに対して各行政、それから我々獣医師会あたりが、スムーズに、対応できる状態を、県の防災訓練でやるってことはそのための訓練だと思うんで。こうやろうねって最初はやってみるんですけど、実際ボランティアの方々にも犬を連れてきてもらって、やってみると、慣れている犬でさえ、（診察台の）上に乗せるとちょっと嫌がるし、ちょっと心配になるとなるし。なかなかそういう難しいところがいっぱいあるんですけども、まずは一緒に避難できる状況をどうやってつくるかっていうのを一生懸命今後やっていくべきなのかなと思います。我々獣医師のほうも動物救護で色々大変な経験しましたので、そういうのも、一つ一つこういうときはこうしなきゃいけないっていうのを、始めていかないといけない状況なのかなと思います。

委員の方々から何かありますか。

【F委員】私の住まいは、伊達市なんですけど、お願いしてようやくできた避難所が、月舘のパークゴルフ場なんです。私は、氾濫する危険な阿武隈川を超え、土砂災害のある月舘に避難するかって言ったら避難はしないと思うんですけど、パークゴルフも土の上なんです。見学させてもらって、土の上で、シャッターは閉まるけど、敷くものはブルーシート1枚。だから、避難場所には全然使えない。なので多分この「設置しているのが36.8%」って書いてあるけど、実際本当に利用できる場所なのかっていうのを考えると、もっともっと低いと思います。もう作ったんだからこれでいいだろうみたいな、ブルーシート1枚使ってここで寝泊まりしてください、というような状況。だから実際利用できる避難所っていうのは、かなり少ないです。

【座長】それこそ、これからこういうところでお願いしますみたいな形でもっていくべきだということで。他にはどうですか。

【E 委員】スターターキットというのは、どこかで見れるんですか。

【事務局】今年度中にはホームページで写真は掲載したいなと考えております。実物は各市町村に配布はしているんですけども。

【E 委員】郡山市にも？

【事務局】配布しましたし、郡山市でも我々が配布する以前から用意はあったと聞いております。

【F 委員】伊達市にはありますか。

【事務局】全部の市町村に1個ずつ配布しました。

【E 委員】郡山市は保健所に行けばそれが見れる？

【郡山市】はい。県から配布された資材に加え、市として独自に整備している資材もございます。

【E 委員】時間とか調整して問い合わせすれば（見せていただける）？

【郡山市】事前にご連絡いただければ、日程調整のうえ、ご確認いただけるよう対応いたします。

【E 委員】県と市って結構違うんですか。

【事務局】あくまで全市町村に配ったんですが、郡山市さんは中核市ということで、独自に保健所を設置して動物愛護業務をやっていますので、資材を独自にすぐ用意されたりだとかしています。

【E 委員】やっぱり自分は郡山市だから、災害が起きた時に把握しておかないとかな、と。

【事務局】 実際スターターキットのミッションカードに何が書かれてるかっていうのは、市で統一するというよりは、避難所ごとに考えるべきっていうものでして。やっぱり避難所ごとにペットの飼育スペースがそれぞれ違うというところがあるので、市町村に対する説明としては「避難所ごとに考えるものですよ」という話をしております。あらかじめ勉強していくもの、というよりは、何も知らない状態で避難所に行って、箱を開けて動けることを目指しているものなので、本当に簡単な内容で指示を書くというルールがあるので、あらかじめ勉強するというよりは、行ってその場で使えるものと考えていただければ。

【E 委員】 それが本当かどうかちょっと見てみたいんです。分かりました。

【事務局】 ゆくゆくはホームページで公開したいと思います。

【座長】 B 委員はやっぱりちゃんとそれ（ペット同伴避難所）は設置している？

【B 委員】 実際のところは、ペット同伴可能な避難所っていう設定はしていません。表現でいうとペット受入れ可能な避難所と書いてあるのですが、基本的に恐らく今のマニュアル上は、どこの避難所に行ってもスペースを確保するよというような記載はあるんですけども、それが、避難所によって場所が異なる。ただ、やっぱり問題なのが、一つは、ペットは基本屋外にスペースを確保するということになってしまっているんで、災害の種類にもよると思いますけれども、この前の台風みたいな災害だったり地震のときで避難所の設定できる場所も変わってきてしまうので、その辺が非常に難しいなというところなんです。

【E 委員】 避難場所が災害に遭っているかもしれないですもんね。

【B 委員】 そうです。要は、土砂災害が起こりやすい地域の避難所もあるので、地震の際はまだ大丈夫ですけども雨の時はやっぱり使えないっていうところも今回もあったので、その辺が非常に難しい。

【座長】 そういうところがね、やっぱり実際に起こってみないと。あくまでペット同行避難を進めていきますよっていう。

【B 委員】 ペット同行されたときの、要は避難所運営の仕方っていうのは一応一定のルールを決めておりますけど、どのぐらいの方がその場所に集まるのかというのはなかなか読めないところです。場合によっては時間ごとに集約していくということも必要なのかもしれないです。

【座長】時間を押してしまって申し訳ございませんけども、一応今日の、議題としては、この四つのことで、何かまとまりつかなくなってしまったようなところもあるんですけども、その他、何かありますか。なければ、本日の議題は以上となりますので、これで議事のほうは終了と頂きたいと思います。円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。事務局の方から何かありますでしょうか。

【事務局】お忙しいなか、今日は本当にありがとうございました。この協議会でございますが、今後も毎年度1回、時期としましては7月、8月を予定しております。と言いますのも、頂いた御意見をもとに、例えば来年度の事業に反映できる予算要求できるタイミングでというところで、7月8月の開催ということで1回を予定しておりますが、なおそれ以外でも、皆様方からの様々な御意見なり御助言なり、いつでもお受けしておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。